



31江監第856号
令和2年4月15日

江東区長 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	秋 田 茂 夫
同	おおやね 匠
同	福 馬 恵美子

令和元年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和元年度財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、区が財政的援助を与えている団体等について実施する監査である。

令和元年度監査の対象事項は、次のとおりである。併せて、監査対象団体の所管部による指導監督の状況についても監査した。

- (1) 平成30年度に区が補助金を交付した団体（以下「補助金交付団体」という。）における出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るもの
- (2) 区が出資している団体（以下「出資団体」という。）の出納その他の事務で、平成30年度の執行に係るもの
- (3) 地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者として区の公の施設の管理を行わせている団体の出納その他の事務で、平成30年度の執行に係るもの

2 監査の対象団体、所管部等

対象団体	対象事項による区分	対象施設・組織	所管部
公益財団法人江東区文化コミュニティ財団	補助金交付 出資 指定管理	管理課 砂町文化センター 芭蕉記念館 深川江戸資料館 中川船番所資料館	地域振興部
公益財団法人江東区健康スポーツ公社	補助金交付 出資 指定管理	事務局 健康センター 深川スポーツセンター 深川北スポーツセンター	地域振興部 健康部（保健所）
江東スポーツ施設運営パートナーズ	指定管理	夢の島競技場 屋外スポーツ施設（野球場・庭球場） 越中島プール 新砂運動場	地域振興部
社会福祉法人江東区社会福祉協議会	補助金交付	事務局	福祉部
江東こどもまつり実行委員会	補助金交付		こども未来部
社会福祉法人東京児童協会	指定管理	白河かもめ保育園	こども未来部
社会福祉法人流山中央福祉会	指定管理	小名木川保育園	こども未来部

3 監査の実施期日

令和元年10月2日から同年11月22日までのうち19日間

第2 監査の方法、着眼点等

1 監査の方法

対象団体からは平成30年度事業報告書、出納関係帳票等、所管部からは補助金支出団体決算状況調書及び財政援助団体等決算状況調書その他の資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ関係帳簿と証拠書類とを照査突合し、監査した。

また、事務局職員による事務監査を専門的視点から補完するため、公認会計士による会計関係書類の調査を併せて実施した。対象とした団体は、江東スポーツ施設運営パートナーズ、社会福祉法人江東区社会福祉協議会、社会福祉法人東京児童協会、社会福祉法人流山中央福祉会の4団体である。

2 主な着眼点

(1) 補助金交付団体

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされているか。
- イ 補助事業は、補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われているか。
- ウ 補助に係る会計経理内容は、適正か。

(2) 出資団体

- ア 出資の目的に沿って運営されているか。
- イ 会計処理に係る内部統制が整備され、適切に運用されているか。

(3) 指定管理者

- ア 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結が適法に行われているか。
- イ 所管部からの指導監督が適正になされているか。
- ウ 協定の内容に基づき、指定管理者の義務が履行されているか。
- エ 管理業務に係る会計経理内容は、適正か。

3 その他

本報告書において、指定管理者による管理業務に係る委託費を「指定管理料」という。

第 3 総括意見

「基本協定書に定める管理業務に伴うリスク分担の再確認について」

区は、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年12月江東区条例第30号）及び同施行規則（平成16年12月江東区規則第64号）に基づき、「指定管理者制度運用マニュアル」を策定している。

同マニュアルにおいて、協定の締結にあたっては、区と指定管理者との協議により、法令順守の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、リスク分担等を明確化し、基本協定書に付随する仕様書で定めることとしている。

今回の監査対象団体と区の間で締結された基本協定書には、上記の必要事項は明記されているものの、定めたリスク分担に反して、区が負担すべき金額の修繕を団体が指定管理料で負担している事例が見受けられた。

また、指定管理者が購入した備品について、台帳による管理をしていないため、指定期間満了時に引き継ぎ協議にかける備品の存在及び購入日等の詳細が不明確な事例が、複数の団体で見受けられた。

その詳細については団体別に後述するが、区と指定管理者間の協議が十分でない状態で業務を行うことは、事故発生時や指定管理者が変更になる際に責任の所在が不明確になり、重大な事故や規定違反につながるおそれがある。

所管課と指定管理者双方の思い込みにより、適正でない処理が行われた事例もあり、各所管課・指定管理者においてはあらためて基本協定書の内容確認を求めたい。

管理運営体制や事業を的確に検証したうえで、結果として現状にそぐわないものであれば、必要に応じ基本協定書の内容を見直すなど、より良い制度運営を図らねばならない。各所管課においては、指定管理者が適切な維持管理や安定的な運営を図りながら、より一層の利用者サービス向上を図られるよう、適切な指導監督を行うことを要望する。

第 4 監査対象団体の概要及び監査結果

令和元年度財政援助団体等監査に係る各団体の監査結果は、次のとおりである。

1 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区文化コミュニティ財団（以下「財団」という。）は、昭和57年3月に財団法人江東区地域振興会として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行し、併せて名称を変更した。

財団は、コミュニティの振興を図るとともに、文化の振興に関する事業を行うことによって地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① コミュニティの振興に関する事業
- ② 文化振興に関する事業
- ③ 江東区から受託する文化、コミュニティに関する事業
- ④ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

財団は、役員10名（理事長1名、常務理事1名、理事6名、監事2名）及び職員128名（うち区派遣職員3名）で構成されている（平成31年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、財団に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は財団を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(ア) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例(昭和61年3月江東区条例第9号)及び同施行規則(昭和61年3月江東区規則第24号)

(イ) 補助金額

交付対象	平成30年度	平成29年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂	887,502,094円	878,555,355円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	121,345,597円	127,769,162円
合計	1,008,847,691円	1,006,324,517円

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産及び追加出資として3億円、運用財産として1千万円、合計3億1千万円を出資している。なお、平成30年度末の基本財産は、3億5千万円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- | | |
|-------------|------------|
| ① 江東区文化センター | ⑧ 総合区民センター |
| ② 森下文化センター | ⑨ 江東公会堂 |
| ③ 古石場文化センター | ⑩ 商工情報センター |
| ④ 豊洲文化センター | ⑪ 芭蕉記念館 |
| ⑤ 亀戸文化センター | ⑫ 深川江戸資料館 |
| ⑥ 東大島文化センター | ⑬ 中川船番所資料館 |
| ⑦ 砂町文化センター | |

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(ロ) 指定管理料

施設内訳	平成30年度	平成29年度
文化センター（7館）・総合区民センター・江東公会堂・商工情報センター	560,154,183円	516,004,376円
芭蕉記念館・深川江戸資料館・中川船番所資料館	94,452,448円	92,961,742円
合計	654,606,631円	608,966,118円

(エ) その他

区は、財団に対して、「KOTOおもてなしコミュニケーション英会話講座運営」（委託金額：1,709,000円）を委託した。

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

財団は、主として補助金等収入、利用料金収入、事業収入等をもって運営されている。平成30年度における収支決算は、別表1-1のとおりである。

イ 財政状態

平成30年度末における財政状態は、別表1-2のとおりである。

(4) 監査の結果

- ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- イ 財団は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。
- ウ 指定管理者の指定の手続及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。
- エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表1-1 収支決算

(単位:円)

	平成30年度	平成29年度	増 減	摘 要
収入	2,420,936,348	2,377,788,846	43,147,502	
基本財産運用収入	58,400	251,107	△ 192,707	
特定資産運用収入	80,204	125,064	△ 44,860	
事業収入	183,488,157	173,462,810	10,025,347	入場料収入、受講料収入、参加費収入等
利用料金収入	495,912,174	491,903,237	4,008,937	施設利用料金収入、器具利用料金収入、観覧料収入等
補助金等収入	1,691,010,322	1,634,534,385	56,475,937	
補助金収入	1,008,847,691	1,006,324,517	2,523,174	区補助金
受託収入	656,315,631	609,709,868	46,605,763	区指定管理料等
助成金等収入	25,847,000	18,500,000	7,347,000	
文化振興事業積立預金取崩収入	4,086,000	4,783,000	△ 697,000	
退職給付引当資産取崩収入	43,733,316	69,991,485	△ 26,258,169	
寄附金収入	106,569	88,789	17,780	
雑収入	3,285	44,029	△ 40,744	受取利息収入等
前期繰越収支差額	2,457,921	2,604,940	△ 147,019	
支出	2,418,599,606	2,375,330,925	43,268,681	
事業費支出	1,357,794,631	1,300,944,873	56,849,758	
コミュニティ振興事業費支出	60,763,933	58,701,394	2,062,539	
グループ育成事業費支出	26,838,043	27,109,810	△ 271,767	
情報収集・提供事業費支出	27,357,257	27,686,950	△ 329,693	
文化芸術振興事業費支出	115,078,565	108,556,132	6,522,433	
併設記念館展示事業費支出	3,200,334	3,447,944	△ 247,610	
歴史文化施設事業費支出	29,925,061	29,401,576	523,485	
文化センター等事業費支出	1,709,000	743,750	965,250	
施設管理事業費支出	1,081,643,006	1,033,687,582	47,955,424	
利用者支援事業費支出	11,279,432	11,609,735	△ 330,303	
法人管理運営費支出	973,266,850	986,656,048	△ 13,389,198	
人件費支出	920,416,189	935,125,359	△ 14,709,170	
法人管理事務費支出	51,043,003	48,954,503	2,088,500	
法人運営費支出	1,807,658	2,576,186	△ 768,528	
文化振興事業積立預金支出	2,457,921	2,604,940	△ 147,019	
文化振興事業積立預金資産取得支出	3,000	3,000	0	
退職給付引当資産支出	85,077,204	85,122,064	△ 44,860	
収支差額	2,336,742	2,457,921	△ 121,179	

別表1-2 財政状態

(単位:円、%)

	平成30年度 (平成31年3月31日現在) (A)	平成29年度 (平成30年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	286,843,820	288,983,986	△ 2,140,166	△ 0.7
現金	7,752,068	4,936,563	2,815,505	57.0
普通預金	235,628,200	246,607,137	△ 10,978,937	△ 4.5
未収金	29,677,497	23,384,449	6,293,048	26.9
前払金	718,316	904,395	△ 186,079	△ 20.6
棚卸資産	13,067,739	13,151,442	△ 83,703	△ 0.6
固定資産	923,153,069	883,570,888	39,582,181	4.5
基本財産	350,000,000	350,000,000	0	0.0
特定資産	572,823,449	533,104,640	39,718,809	7.5
文化振興事業積立預金	19,230,126	20,855,205	△ 1,625,079	△ 7.8
退職給付引当資産	553,593,323	512,249,435	41,343,888	8.1
其他固定資産	329,620	466,248	△ 136,628	△ 29.3
什器備品	329,620	466,248	△ 136,628	△ 29.3
資産合計	1,209,996,889	1,172,554,874	37,442,015	3.2
負債の部				
流動負債	308,581,155	311,543,307	△ 2,962,152	△ 1.0
未払金	213,610,750	219,930,336	△ 6,319,586	△ 2.9
前受金	20,629,050	21,580,500	△ 951,450	△ 4.4
預り金	37,199,539	31,863,787	5,335,752	16.7
賞与引当金	37,141,816	38,168,684	△ 1,026,868	△ 2.7
固定負債	837,008,438	808,210,307	28,798,131	3.6
退職給付引当金	837,008,438	808,210,307	28,798,131	3.6
負債合計	1,145,589,593	1,119,753,614	25,835,979	2.3
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	0	0.0
一般正味財産	△ 235,592,704	△ 247,198,740	11,606,036	4.7
(うち基本財産への充当額)	(50,000,000)	(50,000,000)	0	0.0
(うち特定資産への充当額)	(19,230,126)	(20,855,205)	(△1,625,079)	△ 7.8
正味財産合計	64,407,296	52,801,260	11,606,036	22.0
負債及び正味財産合計	1,209,996,889	1,172,554,874	37,442,015	3.2

2 公益財団法人江東区健康スポーツ公社

(1) 団体の概要

ア 概要

公益財団法人江東区健康スポーツ公社（以下「公社」という。）は、昭和62年10月に財団法人として区が設立した団体である。平成22年4月、公益財団法人に移行した。

公社は、健康増進及びスポーツ振興の事業を推進し、もって健康な体力づくりを通じて地域社会の発展と豊かな区民生活の形成に寄与することを目的とし、主として次の事業を行っている。

- ① 健康増進のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ② 健康増進のための健康測定及び健康の保持増進に関する事業
- ③ スポーツ振興のための意識づくり及び組織づくりに関する事業
- ④ スポーツ振興のためのスポーツ教室等に関する事業
- ⑤ スポーツ振興のための体力づくりに関する事業
- ⑥ 江東区から受託する施設の管理運営に関する事業

イ 組織

公社は、役員11名（理事長1名、常務理事1名、理事7名、監事2名）及び職員65名（うち区派遣職員3名）で構成されている（平成31年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、公社に対して、補助金の交付及び出資を行った。また、区は公社を指定管理者として、公の施設の管理運営を行わせている。

ア 補助金交付

(7) 根拠法令等

江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例及び同施行規則

(4) 補助金額

交付対象	平成30年度	平成29年度
健康センター	42,615,957円	33,140,509円
スポーツ施設	703,232,291円	660,348,847円
法人管理費	109,919,161円	84,165,657円
合 計	855,767,409円	777,655,013円

※補助金額には介護予防事業に係る区からの委託料 3,276,990 円を含む。

イ 出資

区は、法人設立の際の基本財産として、3億円を出資している。なお、平成30年度末の基本財産は、3億円である。

ウ 指定管理

(ア) 指定管理対象施設

- ① 健康センター
- ② 深川北スポーツセンター
- ③ 深川スポーツセンター
- ④ 有明スポーツセンター
- ⑤ 亀戸スポーツセンター
- ⑥ スポーツ会館
- ⑦ 東砂スポーツセンター

(イ) 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

(ウ) 指定管理料

施設等内訳	平成30年度	平成29年度
健康センター	64,330,835円	63,593,533円
スポーツ施設	588,266,527円	557,041,973円
スポーツネット管理業務	30,020,177円	28,969,260円
合 計	682,617,539円	649,604,766円

(3) 運営状況の概要

ア 経営実績

公社は、主として補助金等収入、事業収入等をもって運営されている。平成30年度における収支決算は、別表2-1のとおりである。

イ 財政状態

平成30年度末における財政状態は、別表2-2のとおりである。

(4) 監査の結果

ア 所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

イ 社は、出資の目的に沿って運営されており、会計処理に係る内部統制は整備され、適切に運用されていると認められる。

ウ 指定管理者の指定の事務及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。
また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

エ 監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

別表2-1 収支決算

(単位:円)

	平成30年度	平成29年度	増 減	摘 要
収入	2,227,835,204	2,062,731,006	165,104,198	
基本財産運用収入	112,488	112,488	0	
事業収入	652,101,324	603,127,079	48,974,245	健康事業収入、スポーツ事業収入、 利用料収入等
補助金等収入	1,538,384,948	1,427,259,779	111,125,169	
補助金収入	855,767,409	777,655,013	78,112,396	区補助金等
受託事業収入	682,617,539	649,604,766	33,012,773	区指定管理料
健康スポーツ事業積立預金取崩収入	0	292,000	△ 292,000	
退職給付引当預金取崩収入	37,192,257	31,876,100	5,316,157	
雑収入	44,187	63,560	△ 19,373	受取利息収入、公衆電話料金等
前期繰越収支差額	0	0	0	
支出	2,227,835,204	2,062,731,006	165,104,198	
事業費支出	2,077,499,911	1,942,540,561	134,959,350	
人件費	252,534,893	249,074,320	3,460,573	
健康増進事業ほか5事業費	687,988,153	619,683,227	68,304,926	
健康センター管理事業費	66,994,793	66,254,626	740,167	
スポーツ施設管理事業費	1,039,961,895	978,559,128	61,402,767	
スポーツネット管理事業費	30,020,177	28,969,260	1,050,917	
管理費支出	119,140,177	99,949,334	19,190,843	
管理費	117,649,239	98,297,190	19,352,049	
運営費	1,490,938	1,652,144	△ 161,206	
健康スポーツ事業積立預金支出	1,361	1,390	△ 29	
退職給付引当預金支出	31,193,755	20,239,721	10,954,034	
収支差額	0	0	0	

別表2-2 財政状態

(単位:円、%)

	平成30年度 (平成31年3月31日現在) (A)	平成29年度 (平成30年3月31日現在) (B)	増(△)減	
			金額 (A-B)	率 ((A-B)/B×100)
資産の部				
流動資産	328,838,641	321,309,826	7,528,815	2.3
現金	6,603,551	5,397,520	1,206,031	22.3
普通預金	309,320,495	304,116,447	5,204,048	1.7
立替金	543,575	1,004,169	△ 460,594	△ 45.9
未収金	11,521,426	10,645,834	875,592	8.2
商品	891,594	278,856	612,738	219.7
貸倒引当金	△ 42,000	△ 133,000	91,000	68.4
固定資産	593,133,357	589,809,526	3,323,831	0.6
基本財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
特定資産	85,382,733	91,379,874	△ 5,997,141	△ 6.6
退職給付引当資産	71,767,835	77,766,337	△ 5,998,502	△ 7.7
健康スポーツ事業積立 資産	13,614,898	13,613,537	1,361	0.0
その他固定資産	207,750,624	198,429,652	9,320,972	4.7
資産合計	921,971,998	911,119,352	10,852,646	1.2
負債の部				
流動負債	431,088,624	408,472,871	22,615,753	5.5
未払金	317,361,779	311,032,989	6,328,790	2.0
預り金	10,627,268	9,863,461	763,807	7.7
賞与引当金	14,670,272	15,363,002	△ 692,730	△ 4.5
短期リース債務	88,429,305	72,213,419	16,215,886	22.5
固定負債	387,975,181	395,313,736	△ 7,338,555	△ 1.9
退職給付引当金	266,558,471	267,244,080	△ 685,609	△ 0.3
長期リース債務	121,416,710	128,069,656	△ 6,652,946	△ 5.2
負債合計	819,063,805	803,786,607	15,277,198	1.9
正味財産の部				
指定正味財産	300,000,000	300,000,000	0	0.0
(うち基本財産への充当額)	(300,000,000)	(300,000,000)	0	0.0
一般正味財産	△ 197,091,807	△ 192,667,255	△ 4,424,552	△ 2.3
(うち特定資産への充当額)	(13,614,898)	(13,613,537)	(1,361)	0.0
正味財産合計	102,908,193	107,332,745	△ 4,424,552	△ 4.1
負債及び正味財産合計	921,971,998	911,119,352	10,852,646	1.2

3 江東スポーツ施設運営パートナーズ

(1) 団体の概要

江東スポーツ施設運営パートナーズ(以下「パートナーズ」という。)は、代表企業を株式会社フクシ・エンタープライズとし、ほか有限会社アクアティック、天龍造園建設株式会社東京支店及び日本体育施設株式会社の4社で構成された共同事業体である。

(2) 区との関係

区は、パートナーズを指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行わせている。

ア 指定管理対象施設(区営運動場等)

- | | |
|-------------|------------|
| ① 潮見野球場・庭球場 | ⑧ 夢の島総合運動場 |
| ② 亀戸野球場・庭球場 | (夢の島野球場) |
| ③ 深川庭球場 | (夢の島少年野球場) |
| ④ 豊住庭球場 | (夢の島運動広場) |
| ⑤ 東砂庭球場 | (夢の島競技場) |
| ⑥ 荒川・砂町庭球場 | ⑨ 越中島プール |
| ⑦ 新砂運動場 | |

イ 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設内訳	平成30年度
新砂運動場	20,431,300円
夢の島競技場	105,589,950円
越中島プール	19,214,600円
屋外運動場(野球場/庭球場)	87,667,640円
合計	232,903,490円

エ 指定管理業務

江東区営運動場条例(昭和43年7月江東区条例第24号)第5条第2項、江東区夢の島総合運動場条例(平成6年3月江東区条例第14号)第5条第2項、江東区営プール条例(昭和42年7月江東区条例第22号)第5条第2項の規定による業務

- ① 区営運動場等の施設等の保守、点検及び維持管理に関すること
- ② 区営運動場等の施設の条例及び規則による利用に関すること
- ③ 区営運動場等の施設の設置目的を実現するための事業の実施に関すること
- ④ 江東区スポーツネット業務に必要な事項に関すること

(3) 監査対象施設に係る財政状況

区営運動場等は、指定管理料のほか、利用料金収入等により運営されている。平成30年度における事業収支に係る決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
収入(1)	372,065,952円	
利用料金収入	137,701,790円	
指定管理料	232,903,490円	
その他	1,460,672円	自動販売機電気料金、夢の島競技場改修工事電気料金等
支出(2)	331,490,942円	
人件費	64,303,231円	
保険料	2,161,730円	
収入印紙	54,400円	
水光熱費	45,094,737円	
分担業務費	91,885,129円	(有)アクアティック、天龍造園建設(株)、日本体育施設(株)
消耗品費	11,047,469円	
印刷製本費	319,680円	
宣伝広告費	295,920円	
修繕費	6,077,925円	
通信運搬費	1,262,952円	
手数料	214,809円	
委託料	92,787,026円	
賃借料	4,568,214円	
什器備品費	655,452円	
租税公課	5,198,755円	代表企業分、構成企業分
その他	5,563,513円	管理経費、負担金、書籍代、研修費等
収支差額 (1)-(2)	40,575,010円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、別項の指摘事項を除き、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

(5) 指摘事項

ア 会計年度を超えた経費の支出について

共同事業体の構成企業である天龍造園建設株式会社が作成した「江東スポーツ施設運営パートナーズ構成企業収支報告書」(平成30年度)には、指定管理料に係る平成31年4月分支出の内訳として、「場内整備作業他」1,901,955円が計上されていた。

監査当日に担当者へのヒアリング及び資料確認を行ったところ、上記経費のうち「夢の島競技場外部排水改修工事1,345,680円」については、平成31年3月末に、下水管の詰まりにより夢の島競技場のクラブハウス周辺で汚水が溢れる事態となって緊急に行った工事であるが、作業にはトイレの使用を中止しなければならないため、利用者への影響を考慮し、競技場休場日である平成31年4月22日に作業を行うこととし、発注していた。

天龍造園建設株式会社の説明によると、同社の決算期が6月であるため、平成30年度予算を平成31年4月に執行できるとの判断のもと、団体代表である株式会社フクシ・エンタープライズと協議のうえ、パートナーズとしての同意を得て工事を発注したとのことであったが、4月に発注し履行された工事は、翌令和元年度の指定管理料で精算されるべき契約である。このことは、地方自治法第208条等に規定する会計年度独立の原則に反するものであり、平成30年度指定管理料に含めることは適当でなく、所管課は今後パートナーズに対し、再発を防止するよう指導監督を徹底されたい。

イ 基本協定書に基づく修繕の適正な責任分担について

「江東区営運動場、夢の島総合運動場、区営プールの管理運営に関する基本協定書」第16条には、管理施設の改修等について、「管理施設の本来

の効用を維持するために必要な修繕については、見積額が1件につき50万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては区が行うものとする。ただし、パートナーズは、区の承諾がある場合には自己の費用及び責任において管理施設又は付帯設備を改修することができる。」と定めている。

この規定を踏まえると、前項で指摘した工事は契約額が1,345,680円であり、修繕は原則として区が行うべきものであったが、この規定に反し、天龍造園建設株式会社が行っていた。パートナーズの説明によると、当該箇所の下水管の清掃により、詰まりは解消できたものの、早期に工事を行わなければ再度汚水が溢れるおそれがあり、夢の島競技場の改修工事に伴い執行残が生じていた花苗整備費等から工事代金を賄ったとのことであった。

そこで、同条ただし書の「区の承諾がある場合」にあたるかどうかについてヒアリングしたところ、パートナーズは、所管課の同意のうえで行った工事であると認識している一方で、所管課の担当者は、同意した事実はないとの認識で、結果として、両者での協議が不十分なまま施工及び支出処理がなされており、基本協定書に違反する事態に至っている。

基本協定書では、区と指定管理者のリスク分担について、規定した事項以外のことが発生した場合など、疑義が生じた場合は双方による協議のうえ決定するよう定めているが、指摘した工事については、適切な対応が図られているとは言えず、今後、所管課と各構成企業を含めた指定管理者の間で十分協議し、原因を明らかにしたうえで、円滑な指定管理業務が遂行されるよう努められたい。

4 社会福祉法人江東区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

ア 概要

社会福祉法人江東区社会福祉協議会（以下「法人」という。）は、昭和28年3月に任意団体として発足し、同39年7月に社会福祉事業法（現・社会福祉法）（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人認可を受けた団体である。社会福祉法第109条に規定する市町村社会福祉協議会として、地域福祉の増進のため、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等を行っている。

イ 組織

法人は、役員17名（会長1名、副会長4名、常務理事1名、理事9名、監事2名）及び職員89名（うち区派遣職員4名）で構成されている（平成31年3月31日現在）。

(2) 区との関係

区は、法人に対して、管理運営事業及び施設運営事業、ボランティア活動推進事業、応急小口福祉資金貸付事業、ホームヘルプサービス事業、福祉機器リサイクル事業、法人後見等事業及び地域福祉コーディネーター事業に必要な経費として、補助金を交付した。

ア 根拠法令等

社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月江東区条例第5号）及び同施行規則（昭和58年4月江東区規則第20号）並びに社会福祉法人江東区社会福祉協議会に対する助成の手続に関する要綱（昭和58年10月1日江厚福発第856号）

イ 補助金額

交付対象	平成30年度	平成29年度
社会福祉協議会事業費助成事業	133,568,134円	149,096,988円
管理運営事業及び施設運営事業	108,156,795円	124,507,221円
応急小口福祉資金貸付事業	1,548,826円	1,756,061円
ホームヘルプサービス事業	4,747,950円	4,617,514円
福祉機器リサイクル事業	494,960円	503,806円
法人後見等事業	9,817,337円	9,618,228円

地域福祉コーディネーター事業	8,802,266円	8,094,158円
ボランティアセンター運営費助成事業	44,311,949円	36,690,856円
ボランティア活動推進事業	44,311,949円	36,690,856円
合 計	177,880,083円	185,787,844円

※管理運営事業及び施設運営事業は、事務局職員人件費、給与振込手数料、租税公課、光熱水費及びパソコンリース料である。

(3) 財政の状況

法人は、主として区及び東京都社会福祉協議会からの受託金収入のほか、区補助金収入、寄附金収入、共同募金配分金収入、会費収入等をもって運営されている。平成30年度における資金収支決算は、次のとおりである。

ア 地域福祉推進事業

	平成30年度	平成29年度
収 入 (1)	456,665,292円	527,132,231円
支 出 (2)	456,640,390円	527,728,592円
前期末支払資金残高(3)	34,365,287円	34,961,648円
収支差額(1)-(2)+(3)	34,390,189円	34,365,287円

イ 歳末たすけあい運動事業

	平成30年度	平成29年度
収 入 (1)	2,708,244円	2,457,480円
支 出 (2)	2,708,244円	2,457,480円
前期末支払資金残高(3)	0円	0円
収支差額(1)-(2)+(3)	0円	0円

ウ 応急小口福祉資金貸付事業

	平成30年度	平成29年度
収 入 (1)	5,249,002円	5,181,561円
支 出 (2)	4,489,826円	5,347,061円
前期末支払資金残高(3)	30,758,387円	30,923,887円
収支差額(1)-(2)+(3)	31,517,563円	30,758,387円

エ 障害者福祉センター事業

	平成30年度	平成29年度
収 入 (1)	375,622,345円	371,076,308円
支 出 (2)	375,540,751円	371,052,937円
前期末支払資金残高(3)	1,065,675円	1,042,304円
収支差額(1)-(2)+(3)	1,147,269円	1,065,675円

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

5 江東こどもまつり実行委員会

(1) 団体の概要

江東こどもまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、江東こどもまつり開催要綱（平成17年2月16日16江子児第2179号）及び江東こどもまつり実行委員会設置要綱（平成17年2月16日16江子児第2180号）に基づき、区内各種団体の代表者及び区職員等で組織され、江東こどもまつりの企画運営を行っている。

(2) 区との関係

区は、実行委員会に対して江東こどもまつり補助金を交付した。

ア 根拠法令等

江東こどもまつり開催要綱

イ 補助金額

	金 額	摘 要
交付金額	21,100,000円	概算払等
確定金額	21,021,472円	協賛金等2,520,000円を除く
精算金額	78,528円	区に戻入

ウ 補助事業の概要

江東こどもまつりは、江東こどもまつり開催要綱に基づき、次代を担う児童の夢とロマンを育むことを目的に、区民及び地域団体の協力による催しを主体として、児童館の日常的な事業を紹介しながら参加者全員が交流できる行事を実施している。

第30回江東こどもまつりは、「遊びはこどもの未来をつくる」をテーマに、平成30年5月20日（日）都立猿江恩賜公園、毛利小学校及びティアラこうとうを会場に開催された。

(3) 財政の状況

実行委員会は、主として区からの補助金収入をもって運営されている。平成30年度における収支決算は、次のとおりである。

項 目	決 算 額	摘 要
収入	23,620,000円	
区補助金	21,100,000円	

	協賛金	2,500,000円	
	諸収入	20,000円	フリーマーケット出店料
	支出	23,541,472円	
	広報費	399,427円	ポスター・チラシ印刷費等
	会場費	4,319,406円	テント代、仮設ステージ設 営費等
	催事費	18,654,619円	アトラクション委託、無料 巡回バス借上げ等
	運営費	168,020円	会議費、事務局費
	予備費	0円	
	収支差額	78,528円	

(4) 監査の結果

所管部による補助金交付の決定及び手続は、適正になされていると認められる。また、補助事業は補助の目的及び計画に沿って適正かつ効果的に行われており、補助に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

6 社会福祉法人東京児童協会

(1) 団体の概要

社会福祉法人東京児童協会（以下「法人」という。）は、児童福祉と教育保育、子育て支援及び地域福祉に貢献することを目的として、児童福祉施設の保育所と教育保育施設である認定こども園の経営を行っている。

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行っている。

ア 監査対象施設

白河かもめ保育園

イ 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設名	平成30年度	平成29年度
白河かもめ保育園	166,855,183円	184,916,498円

エ 指定管理業務

江東区保育所条例（昭和36年3月江東区条例第9号）第9条第2項の規定による業務

- ① 保育事業（11時間開所保育・延長保育・産休明け保育・障害児保育・緊急一時保育）の実施
- ② 施設及び設備の維持管理に関すること

(3) 監査対象施設に係る財政状況

白河かもめ保育園は、主として指定管理料により運営されている。平成30年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
事業活動による収支(1)	4,189,543円	
収入	174,713,046円	
保育事業収入	172,304,361円	区指定管理料、延長保育料収入等
受取利息配当金収入	635円	
その他の収入	2,408,050円	利用者等外給食費収入等

	支出	170,523,503円	
	人件費支出	128,375,498円	
	事業費支出	17,758,904円	
	事務費支出	22,031,051円	
	その他の支出	2,358,050円	
	施設整備等による収支(2)	△1,515,674円	
	収入	287,200円	
	支出	1,802,874円	
	その他活動による収支(3)	△4,442,000円	
	収入	0円	
	支出	4,442,000円	拠点区分間繰入金支出
	前期末支払資金残高(4)	46,068,478円	
	収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	44,300,347円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。

7 社会福祉法人流山中央福祉会

(1) 団体の概要

社会福祉法人流山中央福祉会（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるように支援することを目的として、社会福祉法第2条第3項に規定する第二種社会福祉事業のうち、保育所の経営、地域子育て支援事業の経営及び一時預かり事業の経営を行っている。

(2) 区との関係

区は、法人を指定管理者として、以下のとおり公の施設の管理運営を行っている。

ア 監査対象施設

小名木川保育園

イ 指定期間

平成28年4月1日から令和3年3月31日まで

ウ 指定管理料

施設名	平成30年度	平成29年度
小名木川保育園	251,161,013円	244,784,921円

エ 指定管理業務

江東区保育所条例（昭和36年3月江東区条例第9号）第9条第2項の規定による業務

- ① 保育事業（11時間開所保育・延長保育・産休明け保育・障害児保育・緊急一時保育）の実施
- ② 施設及び設備の維持管理に関すること

(3) 監査対象施設に係る財政状況

小名木川保育園は、主として指定管理料により運営されている。平成30年度における資金収支決算は、次のとおりである。

項目	決算額	摘要
事業活動による収支(1)	25,434,973円	
収入	265,759,173円	

	保育事業収入	256,775,863円	区指定管理料、補助金等
	受取利息配当金収入	2,831円	
	その他の収入	8,980,479円	住宅借上職員負担金収入等
	支出	240,324,200円	
	人件費支出	183,189,724円	
	事業費支出	28,701,624円	
	事務費支出	25,324,474円	
	その他の支出	3,108,378円	
	施設整備等による収支(2)	△6,576,449円	
	収入	0円	
	支出	6,576,449円	
	その他活動による収支(3)	△17,900,000円	
	収入	0円	
	支出	17,900,000円	人件費積立資産支出、拠点区分間繰入金支出
	前期末支払資金残高(4)	758,040円	
	収支差額(1)+(2)+(3)+(4)	1,716,564円	

(4) 監査の結果

指定管理者の指定の手續及び管理に関する協定等の締結は適法に行われており、所管部からの指導監督は適正になされていると認められる。また、協定の内容に基づき、指定管理者の義務は履行されており、管理業務に係る会計経理内容は適正であると認められる。

なお、監査の際に散見された軽微な事務上の誤りについては、口頭で改善を促した。